

近年、金融のグローバル化が進展し、市場等を通じた金融機関同士の相互連関性、いわゆるインタークーナックティッドネスが高まっておりますけれども、このような状況下では、金融機関の破綻が生じた場合、それが瞬く間に連鎖、拡大していくことが懸念されます。こうした背景を踏まえますと、今回のような手当てが行わることには非常な意義があると考えております。

る五%ルールの見直しが行われることについて意見を述べさせていただきます。

銀行法では、銀行が本業以外の事業を行うことによって健全性を損なうことがないようにするという他業禁止等の趣旨を徹底するため、銀行等は、その子会社と合算して国内の一般事業会社の議決権の五%を超えて取得し又は保有することは原則として禁止をされています。

行規制の枠組みを基本的に維持しながらも、地域経済の再活性化や事業再生に資する効果が見込まれる一定の分野について、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るよう規制が緩和されるものと認識をしています。五%ルールの一部を見直すことにより、銀行等の取り得る資金供給の選択肢が増えることによりまして、地域経済の再活性化や事業再生等に関するお客様の多様なニーズに即した最適なソリューションを御提供できるようになるのではないかと考えています。

一方で、銀行は預金者保護のため経営の健全性確保が不可欠でありまして、私どもが本制度を利用し、株式を保有する際には、この株式保有に係るリスクを適切に管理していく必要がありま
す。すなわち、今回の五%ルールの見直しによつて、銀行が取得する株式の多くは非上場の中堅・中小企業のものになるとと思われます。その場合には、金融審議会でも議論されましたように、株式を処分できないリスクなどが増大するおそれがありますことから、より一層の高度なリスク管理が求められるということになります。さらには、リ

スクに見合つたりターンの確保も重要なポイントとなります。

したがいまして、こうした点を総合的に検討して、各金融機関がそれぞれの経営判断で取り組むことになりますが、地域経済の活性化あるいは企業再生に資するという観点から、目的を限定した形で株式を保有していくことは、政策趣旨に沿う意義があると考えております。

なお、今回の法改正の中には、今申し上げさせていただいたこと以外にも、インサイダー取引規制や資産運用規制の見直しのほか、外国銀行の業務の代理、媒介に関する規制緩和や海外MアンドAに係る子会社の業務範囲規制の緩和など、邦銀によるアジアを始めとする海外への業務展開を後押しするための措置も盛り込まれており、銀行界にとっても大変有益なものと受け止めておりま

以上簡単ではござりますが、銀行界の意見を述べさせていただいた本法改正案につきましては、いざれも金融業界のセーフティーネットの更なる整備、そして一層の機能強化等の観点から大変有意義なものであると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、本日は発言の機会をいただき、改めて御札を申し上げます。

○委員長(藤田幸久君) ありがとうございました。

御清聴ありがとうございました。

では次に、前参考人にお願いいたします。前参考人。
○参考人(前哲夫君) 日本証券業協会の会長を務めております前でございます。よろしくお願ひ申上げます。

諸先生方におかれましては、常日ごろ、証券市場、証券界に対しまして御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

今回の金融商品取引法等の一部を改正する法律案について意見を述べます前に、昨年の公募増資案について意見を述べます前に、前参考人にお願いいたします。

にかかるインサイダー取引問題やA-I-J投資顧問による企業年金消失問題に本協会の会員証券会社の役職員が関与し、発行企業や投資家の方々はもとより、広く国民の信頼を失うような事態となりましたことを深くおわび申し上げます。

今回の金融商品取引法等の改正案につきましては、これら問題への対応を始め、投資家への情報提供の充実等を図るための投資信託法制の見直しや金融危機に対する国際的な議論を踏まえたものとなつており、最近生じた諸問題に適切に対応していく上で不可欠な内容のものと理解しております。本協会としても、この法案が国会での審議を経て速やかに成立し、早期に実施されることを望んでいる次第でございます。

私からは、公募增资インサイダー取引事案等を踏まえた対応、金融機関の秩序ある処理の枠組み及び投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化

等の三点について申し述べます
まず、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として導入が提案されております会社関係者が行う情報伝達・取引奨励行為に対する規制については、今回の・連の事案を踏まえますと、必要な措置であると考えております。

発行会社や証券会社においては、情報提供行為は通常の業務・営業活動を行う上で重要なものであり、こうした規制の導入に当たっては、これらの行為に支障を来すことのないよう配慮が必要であると考へておりましたところ、今回の法案に

おいて、情報伝達や取引推奨の禁止規定の要件として公表前に取りさせることにより利益を得させることの目的との主観的要件が設けられていること、及び情報伝達や取引推奨を受けた者により公表前に取引が行われたことが刑事罰及び課徴金を課す要件として明確にされていることは、適切な措置であると考えております。

や金融安定理事会、FSBにおける国際的な合意を踏まえた上での取組であり、深刻な金融システム混乱の回避を目的としていることから、その必要性については十分理解しております。日本としても適切に対応していくべきものと認識しております。その金融機関の秩序ある処理において万一損失が生じた場合には、金融業界全体での事後負担が原則とされます。

我々といふたしましては、この枠組みにより、金融システムの混乱が回避され、金融市場全体がメリットを受けることから、その費用については金融業界全体で負担するものと理解しております。したがいまして、万ーの場合の具体的な費用負担の算定においては、制度から受ける恩恵、業務の特性等を十分に加味した上で検討する必要があると考えております。

の多様化等ですか。この措置により、投資法人はマーケットの状況に応じた機動的な資金調達やより効率的な資本活用が可能となり、J—REIT 市場の魅力向上につながるものであると考えております。また、投資信託についても、改正案に示されている措置を通じて、投資家の皆様が資産をより安心して有効に活用できることになるよう期待しております。

来年一月からは、個人投資家の自助努力による資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給につなげる観点から、上場株式や

株式投資信託の配当金や売買益が非課税となる少額投資非課税制度、NISAが導入されることになつております。NISAは、投資未経験者を始め比較的投資知識や経験の浅い方々による利用が予想されます。そのような状況におきまして、一般の改正による情報提供の充実を通じて投資家の皆様の投資判断が行いやすくなることは、まさに時宜にかなつたものと考えます。

最後に、日本証券業協会の取組につきまして申し上げます。

本協会は、金融商品取引法上の自主規制機関と

して、投資者の保護や金融資本市場への信頼確保のため、市場関係者自らが策定した規則によつて自らを律する役割を担つております。公募増資に係るインサイダー取引問題に関しましては、証券会社への自主点検要請、違反証券会社に対する協会処分、自主規制規則の整備及び行動規範の策定という、このような対応を行つておられます。

自主規制規則につきましては、従前よりインサ

イダー情報の管理に関する規則を制定しておりますが、今回の問題は、規則の不備というより、証券会社において自主規制規則への対応が適切に行われていなかつたことによるものとの結論に至っております。このため、本協会としまして自主規制規則に関するガイドラインを策定し、証券会社が情報管理において留意すべき事項について具体的な例を示しました。また、自主規制規則の改正を行い、インサイダー情報の管理が適正に行われているかについて日常的なモニタリングを義務付けました。

投資信託法の見直しに関連した対応として、投資家が保有する投資信託の累積損益、トータルリターンを把握しやすくなるような制度の整備を行うことを予定しております。

本協会は、自主規制機関として、我が国の金融資本市場に対する信頼を取り戻し、市場の更なる活性化に向け、今後とも積極的に種々の課題に取り組んでまいる所存であります。

以上、法案に対する意見並びに我々の取組について申し上げましたが、私ども証券界といたしましても、金融資本市場の信頼性の向上及び活性化に向けて貢献してまいりたいと存じます。引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げ、私からおりました。

○委員長(藤田幸久君) ありがとうございました。

では次に、稻野参考人にお願いいたします。稻野参考人。

○参考人(稻野和利君) 投資信託協会会长の稻野和利でございます。

参議院財政金融委員会の先生方には、日ごろから投資信託、投資法人に対し格別の御理解、御支援をいただき、誠にありがとうございます。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の中から、三点について意見を述べさせていただきます。

その三点とは、投資信託制度については

運用報告書の二段階化と投資信託の併合及び約款変更に係る書面手続等の見直し、そして投資法人制度につきましては資金調達手段の多様化であります。

一点目、運用報告書の二段階化について意見を申し上げます。

投資信託は投資家からお預かりした資金を運用しておりますので、年に一度、商品によつては二度、投資信託の運用状況を記載いたしました運用報告書を作成し、投資家に原則書面で交付しております。運用の透明性を確保していくためには、記載内容は広範かつ詳細で、ページ数も多くなつておるわけでありますが、一般的な個人の方々に

保有される公募の投資信託の場合、情報量が多過ぎるとかえつて読まれないものとなつてしまいま

す。協会が平成二十三年に行いましたアンケート調査では、全部読まれたという方はごく僅かであ

ります。一方、投資信託は不特定多数の投資家の資金を

お預かりし、合同して運用いたしますので、非常に多くの方に対しても書面での手続を行うことになります。

このため、投資信託の運営上、必須でない限り書面決議をする約款変更回避していく

という傾向や、後の約款変更を避けるために幅広

な権限を認める形で約款の記載がなされるといつた傾向にあり、かえつて投資家のためにならないのではないかとの指摘を受けております。

そこで、投資家の利益に重大な影響があつて、真に受益者の承諾が必要な事項のみを書面決議の

対象としていた大切な手続についての見直しをしていただきたいと存じます。

また、投資信託間の併合についてであります。改正によりまして、投資家が投資判断を行つうに当たつて特に必要な情報を簡潔に記載いたしました請求目論見書と、詳細な情報を記載いたしました運用報告書につきましても、投資信託の運用状況を投資家が理解しやすい形で提供するための措

置として、特に必要な情報に絞つて記載し投資家に必ず交付する交付運用報告書と、詳しく内容を知りたい投資家からの求めに応じて交付される運用報告書本体との二段階化をお願いしたいと存じます。これによりまして、投資家の投資信託に対する理解が進むものと考えます。

二点目、投資信託の併合及び約款変更に係る書面手続等の見直しについて申し上げます。

投資信託の約款は、委託者である運用会社と受託者である信託会社との間で締結される信託契約を記載したものであり、この変更は受益者である投資家にとって影響を与えることから、重大な内規の約款変更の場合には、投資家による書面での決議を行い、御同意を得た上で行うこととされています。

ところが、書面決議が必要となる約款変更の内容が重大な場合につきましては、運用会社ではこれを保守的にとらえ、形式的な変更、例えば運用会社の社名変更や法が改正されたことによって約款に引用した条文の番号が変わることによってあります。

一方、投資信託は不特定多数の投資家の資金をお預かりし、合同して運用いたしますので、非常に多くの方に対しても書面での手続を行うことになります。このため、投資信託の運営上、必須でない限り書面決議をする約款変更回避していく

ことになります。こうした状況は、REITの経営にとって問題となるだけでなく、そこに投資していくだけではなく、そこには金融危機のよう

な事態が起こりますと、銀行からの借換えが厳しくなり、資金繰りに支障を来すおそれが出でまいります。

REITは法人としての形態を取つておりますが、その資金調達手段は一般の事業会社に比べて限られたものとなつております。また、諸外国に比べても日本のREITの資金調達手段は限られています。

REITは法人としての形態を取つておりますが、その資金調達手段は一般の事業会社に比べて限られたものとなつております。また、諸外国に比べても日本のREITの資金調達手段は限られています。

方で書面決議が必要となります。こちらにつきましても、書面決議による手続を要する併合を投資家の利益に重大な影響がある場合に限るなど、手続の見直しをしていただきたいと存じます。

三点目、投資法人制度における資金調達等の多様化について意見を申し上げます。

投資法人、現在このスキームを使って運用する商品の代表格は不動産投資信託、REITであります。

REITは法人としての形態を取つておりますが、その資金調達手段は一般の事業会社に比べて限られたものとなつております。また、諸外国に比べても日本のREITの資金調達手段は限られています。

REITは法人としての形態を取つておりますが、その資金調達手段は一般の事業会社に比べて限られたものとなつております。また、諸外国に比べても日本のREITの資金調達手段は限られています。

ひいては投資家の利益に資するものであり、協会といったしましては大変意義のあるものと思っております。

最後に、投資信託は、個人の中長期成長のツールとして、また経済成長に供給手段として大きな役割が期待されます。投資信託業界といたしましては、國民の資産形成の中核的な手段としていくよう努力してまいる所存で、先生方におかれましては、今後指導と御支援をお願い申し上げます

○委員長(藤田幸久君) ありがとうございました。
以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

○金子洋一君 民主党的金子洋一でございます。
今日は、参考人の皆さん、お忙しいところおい
でをいただきまして、ありがとうございました。
私の持ち時間十五分でございますので、お三方に
それぞれ一問ずつお尋ねをさせていただきたいと
思います。

いたします。

いわゆる五%ルールの緩和についてでございま
すけれども、企業再生ですとかあるいは地域の活
性化にこれ非常に役に立つんではないかといふよ
うなことも言われております。これ、銀行業を営
んでおられて現場をよく御存じの会長としまし
て、そういった地域の活性化にどのくらい役に立

○参考人（國部毅君） お答えさせていただきま
いかなどか、そういうた問題が出てくるんではな
いかなと思うんですが、その辺りについていかが
お考えでしようか。

す。

今回の五%ルールの見直しにつきましては、相
状の基本的な枠組みは維持した上で、地域経済の
再活性化あるいは事業再生に資する案件について
は銀行による資本性資金の供給をより柔軟に行
得るよう手当てがされているものというふうに認
識をしております。したがいまして、これはどう
いう案件に対応していくかというのは、各金融機
関がそれぞれの地域の事情あるいはお客様の状
況、これを踏まえて決定をしていく、判断をして
いくということになると思います。

金融審議会の議論では、例えばゲレンデ、スキー場の例を取り上げられたり、あるいは市街地の活性化の例を取り上げられたりいたしまして議論をされていましたけれども、まさにそういう地域の再生ということで、やはり株を取得する、す

なわちリスクマネーを供給するということが再生に資するという案件が出てくると思いますので、各金融機関がそれぞれ対応していくものと思います。それで、先ほどリスク管理のお話をしていたたきましたけれども、やはり、先ほども申し上げさせていただきましたが、恐らく非上場の中堅・中小企業というのが多くなると思いますので、まさ

に上場している企業の株の取得よりも、よりそのままの経営の状況であるとか、そういったものを踏まえてリスク管理をしっかりとやっていくということが大事だというふうに思います。が、いずれにしろ、この地域経済の再活性化あるいは事業再生ということに資する手段でございますので、各金融機関前向きに対応していきたいというふうに思つております。

要するに、それぞれの案件ごとに随分と状況が違いますので、それに応じて対応の仕方というのもいろいろあると思いますし、また、当事者になれる銀行の方の状況というのもあるんだろうと思いますが、その辺りの、何というんでしようね、さじ加減というのははどういうふうにお考えでしようか。

○参考人(國部毅君) まさに先生がおっしゃるところおりで、これは個別の案件ごとに対応をしていくことになると思います。

我々金融機関はこれまで、金融円滑化法の下で、お客様から条件緩和の申請があれば真摯に応し、またその会社さんの再生へ向けて我々金融機関が持っているノウハウを提供しながら再生のお手伝いをしてきておりますので、そういった金融機関のノウハウ、あるいは今度三月に設立をされました地域経済活性化支援機構、ここでのノウハウ、こういったものを投入しながら地域経済の活性化に寄与してまいります。

私化に資する動きをしていきたいというふうに思つております。

されでは、日本証券業協会の前参考人にお尋ねをしたいと思います。

自主規制の団体として、今回のインサイダー取引の問題についてどういうふうな取組をしてこられたのか、あるいは今後取組をなさろうとしているのか、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(前哲夫君) お答え申し上げます。

今回の一連の公募増資インサイダー事業を踏まえ

えまして、二つ、一応自主規制機関として取り組んだことがあります。

いう形で指導をしております

二つ目は、今、先ほど先生が述べられた、違反備、もう一つは行動規範の策定という形で業界に対し指導をしております。この自主規制規則の整備につきましては、協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則というところで、協会員が管理すべきインサイダー情報の具体的なものが何であるかというのを示しました。そして、協会として過怠金としての処分をしました。

で、その情報管理が適切に行われているかどうかということを日常的にモニタリングしなさいといふ、この態勢を構築しなさいという指示を出しておられます。また、引受け規則というのがあるんですが、そこにつきましては、公募増資の公表前

○金子洋一君 ありがとうございます。
　　このような形で再発防止、また信頼回復、向上のためには、主幹事証券会社との発行会社が公募増資の日程について協議をするということを義務付けたということをございます。

あともう一点お尋ねをしたいのですが、長期的に見ますと、我が国というのには人口が減少していくって、貯蓄が足りない状態になつていこうとうことにならうと思います。となりますが、今回NISAの問題ですけれども、問題というかNISAについてですけれども、非常に大きな意義があると私も思うんですが、そのNISAについてどういうふうに受け止めておられるのか、

○参考人（前哲夫君） このNISAを採用していくことによりまして、日本においては余り投資という考え方が国民に浸透していない、また国民の方にも金融リテラシーが非常に不足していると、こういう問題がありますですね。この金融リテラシー向上させるためにも、幼稚教育からの

金融教育というの非常に必要だと。諸外国において非常に劣っているということをよく言われて、私たちもそれに努力しているわけです。このNISAをきっかけにしまして、これは二十歳以上の方が投資できるわけですけれども、二十歳になればNISAに入つて、貯蓄だけじゃなしに投資ということもできるような、そして今、年金問題がいろいろ言われていますけれども、年金の、将来のマネーライフ、マネープランというものを考えて、二十歳になればNISAに入るという形で国民の皆さん利用されるように普及させていただきたいと、それが日本の経済の成長にもまた結び付くと、このように考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

私、消費者問題の特別委員会の方にも参加しておりますけれども、やっぱり一般の消費者の方とい

うのは、複利って何というそういう世界でし

て、そうなりますと、預ける方もそうですが、借りる方も非常に困つてしまつて、知らない間に

どんどんどん負債が膨れ上がるというような

ことがありますので、そういった消費者に対する

教育という意味でも非常に意義があることなんだ

うなという感じがいたしました。どうもありが

とうございました。

続きまして、投資信託協会の稻野会長にお尋ね

いたします。

またNISAの件でございますけれども、また

特に、我が国ですと投資信託を持っている比率と

いうのが特に人生の先輩の方方が比率が多いと、

若いうちは余り持つていらないという面が非常に

顕著な感じがいたしますけれども、この辺りについていかがお考えになるのか。

特に、先ほども少しお話しましたけれども、N

I SAの導入でそこに、例えば若い人に、いろいろな、自分で物を考えて投資をしていていただくとい

うか、自分で計画を立てていただくというか、そ

ういった主体的な判断を下していくだけるような

道筋を付けるということも可能になつてくると思

うんですが、その辺りについていかがお考えで

いらっしゃるというふうに思つてます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

私は集中しているということです。若年者

の保有は非常に少ないわけであります。NISA

はこのような保有構造を変えていく大きなきっかけになるというふうに思つております。

NISAでは投資信託の利用が多いということ

が予想されるわけでありますけれども、協会とい

たしましても、投資信託を利用した長期投資、分

散投資、時間分散の三点について、広報活動の中

で積極的に触れていく必要があると考えております。

○参考人（稻野和利君） ただいま先生から御指摘

がありましたように、投資信託の保有構造は高齢

者の周知努力を重ねてまいりたいというふうに思つております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

もう時間がほとんどなくなつてしまつましたの

で、最後に、運用報告書の二段階化について、私

も余り細かいだけのものがどおんと来ても自分

だつたらちよつとあればなという感じがいたしま

すが、その辺りについて、簡潔にもう少しコメントをお願いいたします。

○参考人（稻野和利君） 目論見書における経験

で、目論見書も同様の問題がございまして、交付

リットがあります。時間を味方に付けることができ

るということがあります。そのような点には力を入れていきたいと思います。

投資信託協会加入社のアンケート、加入社の個

別社が行つたアンケートによりますと、NISA

を通じて投資する投資商品にはどのようなものがござりますが、上位にランクされているのは、

低リスク型商品、あるいはコストが掛からない商

品といったものが上位に来ております。加えて、

安定感を優先した金融商品、あるいはリスクを

取つて高い収益が見込める金融商品といった項目

が並んでおりますけれども、いずれにせよ、非常に

多様化していく必要がある、それによつて若年層

への浸透を図つていく必要があると思います。

投資信託は、本来、資金量が少ない若年層でも

容易に投資できる金融商品であります。千円ある

いは一万円といつた単位からでも投資できます。

あるいは、積立てといつたような形で毎月の給与

所得から月々積み立てていくというような投資ス

タイルにも非常に適合しております。残念ながら

このような点については十分理解されている

各企業さんの再生、あるいは地域の再生というこ

とを図つていくということも我々金融機関の果た

しようか。

参考人（稻野和利君）

ただいま先生から御指摘

がありましたように、投資信託の保有構造は高齢

者の周知努力を重ねてまいりたいというふうに思つ

ております。

○参考人（稻野和利君）

ただいま先生から御指摘

がありましたが、國部参考人にお

伺いをしたいと思いますが、五%ルールについて

します。

まず、今もお話をましたが、國部参考人にお

伺いをしたいと思いますが、五%ルールについて

します。

うございました。

とは言い難い状況でございますので、当協会及び加入投信運用会社におきましても、こういった点の周知努力を重ねてまいりたいというふうに思つております。

○野上浩太郎君

自由民主党の野上浩太郎でござ

います。

今日は、三人の参考人の皆様方には大変お忙

い中お越しをいただきました、ありがとうございます。

心から感謝申し上げたいと思います。三人

の参考人の方々それぞれに質問させていただきた

いと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいた

します。

まず、今もお話をましたが、國部参考人にお

伺いをしたいと思いますが、五%ルールについて

します。

まず、今もお話をしましたが、國部参考人にお

伺いをしたいと思いますが、五%ルールについて

します。

まず

すべき役割だというふうに思つておりまして、その際に、やはり融資ということだけではなくて、株の取得、そして、先ほど申し上げさせていただいたいわゆる再生ノウハウの提供、あるいは人材のサポートというような形でこの経済、地域経済を活性化させていく、事業再生を行つていくということはやはり我々の役割でもありますし、地域経済ひいては日本経済の活性化につながっていくものだというふうに考へております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。

まさに地域経済のことを考えるときには、中小企

といった点につきましては、金融円滑化法の施行後、個々の金融機関で積極的な取組を進めてきておりまして、法の精神は十分に定着、浸透しているというふうに思っています。三月末で金融円滑化法の期限は到来をしたわけですけれども、四月以後、我々銀行の対応あるいは融資姿勢が変化することとはございません。また、全銀協としても、二月に改めて申合せを行つております。この点は確認をしております。

を持つておりますので、販路の拡大につながうなお取引先を紹介するであるとか、いわ我々でビジネスマッチングというふうに呼んますけれども、こういったことが大変中小企業にとって有効な解決策ということになりますので、こういった取組をしております。もの銀行でいいますと、去年一年間で約一萬商談件数を実現をしております。

今ちょっと事例を申し上げましたけれども、銀行界全体として中小企業に対する貢献で、継続的・積極的に推進をいたして、銀行界全体として中小企業に対する貢献で、継続的・積極的に推進をいたして、

業金融円滑化法への対応と、期限切れへの対応と、いうものも重要だと思っておりますが、先般の対政府質疑でも質疑をさせていただきましたし、私自身も、地元を回っておりますが、今のところ金融機関の融資姿勢について大きな変化があるということはないというふうに思っております。しっかりとした対応をしていただいているというふうに思っておりますが、一方で、今お話をあつたとおり、中小企業が再生をしていくと、どんどん景況感が良くなっていくというような状況にはまだまだ程遠いというふうに思っております。

そういう中で、やっぱりその再生の担い手といふのは地元の金銀機関だというふうに思いますが、

協において中小企業者等に対する金融の円滑化に向けた行動指針を改定をいたしまして、例えは債権・動産担保融資、ABLでございますが、こういったものなど、不動産担保や保証に依存しない融資の活用を含めて適切かつ積極的なリスクテークを行っていくこと、あるいは、お客様の状況等に応じて最適なソリューションをお客様の目線に立つて提供することを通じて、お客様の主体的な取組を支援していくよう努めるといった、こういった考え方を改めて明確化をしておりまして、各行ともその趣旨に沿つて対応をしているところでござります。

つ円滑な資金供給に努めてまいりたいという
に考えております。

ふう
前向
もご
した
だき
す。
事
こ
はり
ばり
す。
野上浩太郎君 その強い決意で万全な取組を進めていただきたいというふうに思つております。それともう一つ、金融機関の秩序ある処理の枠組みに関してであります、この破綻処理に伴つて損失が生じた場合に、原則、金融業界が事後負担するということになつてゐると思いますが、この費用負担の在り方について、業界間の意見調整については難しいものがあるんだと思いますが、その発生した損失を金融業界がどういうふうにして負担することになつていくのか、万一まだ調整が済んでない、こういうことであらば、この法施行

緒になつて企業再生を図つていくという面、あるいは融資の面でも、やはり新規融資をするとか、あるいは経営改善のための条件変更について、地域活性化に向けて取り組んでいかれるのか、この辺もお聞きをしたいと思います。

○参考人（國部毅君） お答え申し上げます。

中小企業等に対する金融の円滑化、すなわち、お客様から貸出条件の変更を要請された場合は丁寧に対応していくこと、あるいは経営改善に向けたコンサルティング機能をしつかり果たしていく

で、当行の事例で申し上げさせていただきますと、例えば、貸付条件の変更等を行つたお客様であつても新規融資を謝絶することのないよう行内で徹底をしておりまして、相当数のお客様に新規融資を取り組んでおります。また、ABLの活用ということにつきましても、リスク先企業に対してもABLの活用をして新規融資を行うといったような事例もございます。

さらに、こうした取組を一步進めて、お客様の資金需要を創出するという取組も進めておりまして、例えば、現在、中小企業のお客様は、仕事が余りないとか、あるいはビジネス自体が伸びずに先行きの見通しが立ちにくいとか、こういった悩みを抱えておられるお客様が多いわけで、こうしたお客様に対して、我々は非常に膨大な顧客基盤

おにじの仕事をする。これが真意いかつていうふうに思いますので、この再発というのに対して許してはならないものだというふうに思おります。

今、自主的な規制もしっかりと取り組んでおるという話をいただきましたが、従前とこれということを考えたときに、特に一番力を入変えたという部分を御言及いただければ思す。

○参考人(前哲夫君) なかなか一遍に、今まで起つてはいる、証券界でいろいろ起こしてき題あるんですけれども、根絶させるというの本当に、すぐにこうやれば直るという解決策いんんですよね。地道にきちっとやっていくとしかないのです。まず、協会員の倫理観、職業意識、行動規範意識と、こういうものをきちんと

は断つて
までの間にどういうふうにして調整をしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。
○参考人(前哲夫君) 今先生が述べられましたように、本制度の整備は金融市場全体がメリットを受けるということから、費用については金融業界全体で負担しなければならないと、このように考えています。それで、業界間の費用負担につきましては今後検討されるわけですから、新しい枠組みから受ける恩恵とか、それから業務の特性というのを十分に加味されるものと、そういう形で施行されるというよう理解しています。
○野上浩太郎君 細部の詰めがやっぱり信頼性につながると思いますので、しっかりと取り組んでいたいと思います。
最後に稻野参考人にお聞きをしたいと思います。

が、投資法人の資金調達と資本政策手段の多様化という中で、J—REITについては、バブル崩壊以後の資金の出し手としても非常に国内市場にも意義があつて、資産デフレの脱却にも資すると思いまますし、この今回の改正で国際的な不動産投資も可能になるということで、これも日本に外国の成長の果実を取り入れるという意味もあると思いま

す。一方で、J—REITの対象というのは、今、オフィス、商業、賃貸住宅から、成長分野である大型物流施設とかヘルスケア施設とか、あるいは研究開発施設などとかインフラ関連施設にも広がっておりますので、そういう成長産業を金融面から支える仕組みにもなるというふうに思っています。このJ—REIT等の不動産投資市場の活性化の意義と今後の可能性はいろいろあると思いますが、そのことについてお聞かせをいただきました。

○参考人(稻野和利君) ありがとうございます。

J—REITは、一般的な個人による不動産投資を容易にして、そして不動産から得られる賃貸収入といったような安定した収益を個人投資家にもたらす役目を担っております。同時に、不動産市場に個人投資家という新たな資金の出し手を創出し、不動産価格の安定に寄与してまいりました。そしてまた、REITが行つた不動産取引の内容を徹底して開示していくことで、不動産市場の活性化にも貢献してきたと自負しております。

今回の法律改正によりまして、SPC、特定目的会社を通じた海外不動産への投資が可能になれば、一般的な個人投資家には不可能であった海外不動産からの収益獲得が可能になつてしまいま

す。そしてまた、ライツオーフアリング等、資金調達の多様化は財務の安定性に資するわけであります。事業会社が保有する不動産に投資することで、企業は本業にその資金を振り向けて、企業の生産性

の向上にも貢献しているといった側面もあるうかと思います。

今後は、運用会社の創意工夫によりまして、今

野の物件に投資機会が拡大していくようになれば、これらの事業を行う企業を金融面から支援できることではないかと考えております。

○参考人(野上浩太郎君) ありがとうございました。

○参考人(竹谷とし子君) 公明党の竹谷とし子でございます。

○参考人(野上浩太郎君) 是非、日本経済の成長に資するような取組を進めていただきたいと思います。

○参考人(竹谷とし子君) 公明党の竹谷とし子でございま

す。

本日は、御多忙の中、参考人の皆様の御出席を賜り、意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。私からは、稻野参考人、前参考人にお質問をさせていただきます。

最初に、投資信託制度の見直しに関連して、稻野参考人にお伺いいたします。

今回の改正で、投資信託の併合及び約款変更に

係る書面手続等の見直しが行われるとされてお

ります。この併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものであるときには書面決議を不要とするとしているようないふうに考えてよろしくでしようか。お願いいたします。

○参考人(稻野和利君) 併合手続につきましては、まず併合の前後で、二つの投資信託があるわ

けでございますけれども、併合の前後で商品とし

ての基本的な性格に相違がない投資信託について書面決議を不要とすることが適当であるとされております。

したがつて、商品としての基本的な性格に相違がないかどうかというのが重要なポイントになります。その商品としての基本的な性格に相違がないことは、併合前の投資方針に反しない、併合前の投資方針と併合後の投資方針が大きく変わるものと考えます。

いうことであれば、これは大きな性格の変更でありますから、それは違うということになります。

それから、併合対象投信の純資産の一定倍率以上併合する側が大きいということになりますけれども、そこはやつぱり一定倍率以上であることです。

さらに、実質的な相違というものが受益者の利益に資する、あるいは中立的であるということが重

要であります。受益者の利益に資するとは、例えば二つの投資信託が併合されたときに、その小さい方の投資信託の保有者にとつてみれば信託報酬が併合の結果下がるといったようなことを意味します。あるいは、それが中立的である。さらに、法令適合性維持のために生じざるを得ない事由をもつて併合するといったような場合にまず限定されているということであります。

そして、その上で、受益者保護という一点をどう貫いていくかということを考えていくことが重要であります。その点に関して、今回の法改正においては、受益者保護も踏まえて商品と手続を定めているわけであります。それは十分な費用であります。

以上のとおりであります。

○参考人(竹谷とし子君) ありがとうございます。

○参考人(野上浩太郎君) 続きまして、現行の書面決議制度、これが実施が実務上困難であるということが本改正の背景にあると思いますけれども、今それによって投資家にとってははどのようなデメリットが発生してしまいますか、お教えください。

○参考人(稻野和利君) ただいまの併合という事例を考えておきますと、規模の小さい投資信託が規模の大きい投資信託に併合される、そのプロセスをスムーズにしていくということに意義がある

わけでありますけれども、併合される側の投資信託の所有者からいえば、併合による規模の効果を享受できる可能性が増えるということになります。すなわち、現行の法制の下では、併合による

規制の効果を享受できる可能性がかなり排除され

ます。そこで、今回の二段階化によって信託報酬が下がります。併合したことによって信託報酬が下がるというようなことは当然あり得るわけですし、

全体の運営が効率化するので投資家のコスト負担が実質的には少なくなるということがあり得ます。

さらに、運用リターンが向上するということがあ

り得ます。非常に規模の小さい投資信託は運用

자체が非効率にならざるを得ないという側面があ

りますので、大きな投資信託に併合されることによつて、基本的な性格が変わらなければ、運用リターンがより大きくなつていくということも期待できます。

さらに、規模の小さい投資信託においては、規

模が小さいがゆえに運用が不可能となつて早期償還に至るといった事態もあり得るわけでありま

す。これは必ずしも投資家の歓迎するところではないわけであります。それが併合等によつて更に持続可能性が高まつて、より長い期間運用成果を

享受できる状態になるということは誠に意義があります。

ささらに、運用リターンが向上するということがあ

ります。併合したことによって信託報酬が下がるというようなことは当然あり得るわけですし、

全体の運営が効率化するので投資家のコスト負担が実質的には少なくなるということがあり得ます。

さらに、運用リターンが向上するということを考

えますと、今回の二段階化というのは妥当な改正と

考えられます。これによつて投資家にとってよいこの運用報告書が分かりやすいものとなるよう

に、例えばほかの投資信託との比較可能性、また

グラフや図の活用など、受益者にメリットのある

取組が業界として図られるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○参考人 稲野和利君 先生御指摘のとおりであります。グラフ、図を活用する。今でも実は活用されているわけではありますけれども、膨大な文字の間にそれが埋まつていて、なかなか活用されにくい状況にある、さらには見やすさ等についても一段の工夫が必要であるという問題意識を持つております。全体を簡便に、見やすく簡潔にすることによってグラフや図がより注目されるようになる、さらにそこでは平易かつ簡素な表現を心掛けるということで運用報告書はかなり改善するのではないかというふうに期待しておりますし、その改善の中身につきましては、具体策、具体的な記述方法等につきましては、当協会も指導的立場を果たすべく、投資家とも会話を続けていきたいと思います。

○参考人 稲野和利君 ありがとうございます。このコミュニケーションツールを通しておられるので、このコミュニケーションツールをより良いものにしていきたいと思っております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。今のお福野参考人に三點質問させていただいた中で、今回の投資信託制度の見直し、併合及び約款変更に係る書面手続等の見直しについては、投資家に、受益者に不利益となるようなことは考えられない、受益者の保護を考えていくという点、また、書面決議制度の緩和について、今時点で、小規模な投資信託の受益者が大規模化していくことによってリターンが更に大きくなるということを阻まれるというデメリットがあるということで、それがより併合が可能になることによって受益者の利益につながっていくと。また、運用報告書についてもより投資家に分かりやすいものになると、そういう、そういった御答弁をいただいたというふうに理解をいたしております。ありがとうございます。

続きまして、前参考人に伺いたいと思います。先ほどの御意見陳述の中で、日本証券業協会の自主規制として、トータルリターンの報告という事について言及がありました。トータルリターンというのは一定期間の累積損益ということだけ思いますが、現在は、自主的に行っている販売会社もあれば、そうでない場合もあるというふうに理解しております。これは、投資家にとっては、分配金が運用収益からの分配なのか、また元本を取り崩して分配されているいわゆるタコ足の配当なのか、これが一緒になってしまっていると適切な投資判断を行うということが大変阻害されるということで、業界において今後自主的に制度の実施を図つて投資家を保護するということが投資信託制度に対する国民の信頼を図るということにもつながるというふうに感じております。

このトータルリターン把握のための業界の自主規制の取組について、前参考人に伺いたいと思います。

○参考人 前哲夫君 ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおりでございまして、非常にこのトータルリターンというのは大事なことだと思います。

○参考人 竹谷とし子君 ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおりでございまして、非常

にこのトータルリターンというのは大事なことだ

ということで、私たちも取り組んでいきたいと思つております。今、協会の方でパブリックコメントをしておりまして、このような形でやりたいんですけど、ということで、私たちも取り組んでいきたいと思つております。

○参考人 竹谷とし子君 ありがとうございます。

先生がおっしゃられたように、トータルリターンといいますのは、投資信託の分配金とか中途売却を含めまして、投資信託の保有期間全体の損益を算出するものだと、このように理解していただ

いたと思います。一番問題になつてていたのは、先生がおっしゃられたように、毎月分配型の投資信託の配当の中身がよく分からぬ、元本がどんどん減っているのに高い配当が出ていると、こうい

うものに対する不信感が投資家の皆さんにあると

いうことだと思うんですが、これがよく分かるよ

うです。

○参考人 国部毅君 お答えさせていただきま

す。

先生御指摘のとおり、銀行には様々な手数料收取入がございます。御指摘をいたいた振り込み手数料、ATM手数料ということの具体的な水準については各金融機関が決定をしているわけでござります。したがいまして、金額に応じて、例えばその金額が非常に大きくなつても、一定金額以上は同じ手数料をちょうどいいをしております。

○参考人 竹谷とし子君 ありがとうございます。

質問を終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

本日は、三参考人の方々、お忙しい中、どうも

ありがとうございます。

○参考人 竹谷とし子君 ありがとうございます。

〔委員長退席、理事尾立源幸君着席〕

少し耳に痛い質問もさせていただくかもしれませんけど、大事なことなので、よろしくお願ひいたします。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

本日は、三参考人の方々、お忙しい中、どうも

ありがとうございます。

○参考人 竹谷とし子君 ありがとうございます。

質問を終ります。

○中西健治君 みんなの党の中

百円、あと振り込み手数料も大体同じような金額で、各行横並びでなっていますけれども、これ、ほぼ一律になっているのは銀行業協会が何かで話し合っているんですか。

○参考人(國部毅君) 手数料の水準につきましては、銀行同士で横並びで話をしていることはございません。各行がそれぞれ独自に判断をして決めています。

もちろん、他行かとんな手数料水準かというのを見ながら私どもはどういう手数料水準にするかと、そういうのは判断材料としては勘案しておりますけれども、銀行同士で話していることはござ

○中西健治君 まあ話しているということではないんだろうと思いますけれども、銀行の預金、A.T.Mから引き出すんであれば百円じゃなくて例えば十円だとか五十円だとか、そういうたところがなぜ出てこないのかなということについては常々疑問に思つてゐる。こうやってうなずいている委員の方も多いということですので、そこら辺は問題意識として我々も持つていますし、銀行界としても考えていただきたいなどいうふうに思ひません。

金融審議会及びワーキングチームでも、最近の投信商品が複雑過ぎる、リスクが分かりづらい、こうした指摘が何度もされています。その典型となるのがいわゆる三階建ての投信商品、トリプルデッカーの、ロンドンではダブルデッカーといふバスが走っていますけれども、トリプルデッカーというふうに呼ばれていますけれども、どうしたものがとくに買います。そして、その銘柄に対するコールオプションというのを売ります。そうすると、オプション料が入ってきてまた配当利回りが大きくなります。ただ、その時点でもうオプションを、権利を売つちやつているわけですから、株価が幾ら上がつても、それはアップサイドはもう投資家

は享受できないと。この部分でまず二階建てであります。そして、三階建ては、全く関係のない通貨を売る、円を売ってブラジル・レアルを買うというようなことをして高利回りの運用をしたのと同じようなことをして高利回りの運用をしたのと同じよう、通貨で運用したのと同じような成果を得ると、三階建てになつていると、こんなような商品ですけれども。

こうした、金融審議会でも難しい、リスクが分かりづらいという指摘がなされている今でも、例えば私の目の前にも二〇一三年二月に設定される日本高配当株プレミアムというような商品、交付目論見書ありますけれども、こうした商品、一般の人がリスクとして商品性、理解できるとお考えでしようか。

して、理解できない方に販売するということはあってはならないということだらうと思います。御指摘のように、商品が複雑化しているのは事実であります。日本高配当株プレミアム等、今、中西先生の御説明のとおりでありますけれども、基本的にはより良いリターンを追求しようとする結果、複雑な商品性になつていています。御指摘があつたように、オプションのプレミアム

ム収入を得るということはアップサイトを捨てて、いるということでもありますから、特に原証券が値上がりした場合には得べかりし利益が喪失されているという点での比較からいくと良くない結果ということになりますので、この点を理解していただくことが特に重要だと思います。日論見書等をよく見てみると、そのような点につきましては、図表等を見ると基本的にはよく理解できるようになっているというふうに思います。

あるいは、通貨選択型という側面においても、為替取引によるプレミアムというような言葉が使われるわけですけれども、そのプレミアムといいう言葉には括弧して金利差相当分の収益ということが書いてあるので、目論見書においては、かなり前に比べれば、これも改良を重ねてきた結果であるわけですから、分かりやすくなっている

のではないかと思います。運用会社においては、より分かりやすい表記方法を今後とも工夫していただきたいと思います。

それは、金融審のワーキンググループにおきましても、販売・勧説時におけるリスク等についての情報提供の充実というテーマで取り上げられております。そして、その中においては具体的に交付目論見書の記載の内容や記載方法の充実というテーマが上がっております。この点につきましては、協会において様々な観点から主体的に取り組んでいきたいというふうに思つております。

いずれにせよ、複雑な金融商品、複雑な投資信託が登場しているということは事実でありますから、誤解ないようきちんと販売してもらうために、そつて投資家の方へ「どうぞ金銭記書を見てよ

○中西健治君 分かりやすくするということですけれども、今少し言及していただきましたけれども、分かりやすくしようとすると、名称ですとか用語、これが誤認せしめるような形になつてゐるんじゃないかなという問題意識を持つてます。

プレミアムという名前が、名称が付いているファンダムがもうたくさんあります。プレミアムと片仮名で書くと普通は良いもののように感じます。プレミアムシートだと、何かすばらしいもののように感じますけれども、この場合のプレミアムというのは、オプションを売った場合、権利利を得た対価としてのプレミアムということでありますし、あと長短金利差ですか内外金利差、これから生じるプレミアムということになるかと思いますけれども、このプレミアムという言葉、わざと誤認せしめて使われているんじゃないかなと、いうふうに思います。そういう疑いが非常に強い、というふうに思います。じゃなければ、これだけに、私たちの協会としてもきちんと取り組んでまいりたいと存じます。

以上であります。

が競つてつくるはずがないんじやないかというふうに思いますし。
あと、為替のヘッジという言葉も随所に使われていますが、円建てで日本株に投資しているものを高金利通貨に替えるのをヘッジという言葉で使わないと私は、普通は。ヘッジという言葉はリスク回避ということを皆さん意味すると思いますけれども、日論見書の中で堂々と為替ヘッジという言葉が使われていますけれども、これは認をせしめる表示なんではないでしょうか。

○参考人(稻野和利君) ただいま先生の御指摘があつた為替ヘッジでござりますけれども、確かに一般的にヘッジという言葉を聞いたときには円替に対するヘッジというような観念で理解する方が多い、とも思っています。どうぞ、一皮剥ぎで云ふ

るを得ないというふうに私は考えます。ですが、オプション料は、プレミアムという言葉なんですねけれども、やはりそこは違う用語に変えていった方がいいんじゃないかなというのは私が私見として思っているということをございます。これは御指摘させていただきます。

○参考人(前哲夫君) 十分に理解している営業マ
カ。 前参考人の最後にお伺いしたかったと思ひますが、
今のやり取りなどを受けまして、実際にこの投信を販売する
のは主として証券会社ということになら
るかと思いますけれども、証券会社の販売の実際においてこうしたリスク、商品性について十二分に理解されているというふうにお考
えでしよう。

の危機管理といいますか、危機管理対応会議において内閣総理大臣が特定認定、特定管理ができる、というようなことにもなっておりまます。そういう中で、世界的なこの金融秩序、リーマン・ショック後のことと、再発が防止できるような形を全体的に国際協調でできないかと、こういうような観点があると思いますが、それで、ひとつ参考人の方々にはそれぞれの業界プラス有識者としてまたお答えいただきたいと思っておるんですが、まずファンダムの問題です。

このアントレは、今回のアヘノミクスの為替の問題においても、ジョージ・ソロスは一千億円の利益を上げているとか言われております。いろんなファンダードがあるて、日本でも大体十七、八兆円のファンダードがあるんではないか、世界的には一兆ドルから二兆ドル、だから百兆円から二百兆円、

ですから小さな予算の国ではそれに振り回され、場合によつては経済的な国家破綻ということであつてあり得ると、こういうことだと思います。が、それで、そのファンドの問題について、やはりなかなかこの情報開示というか透明性というのに欠ける点があるんではないか、そしてまた、ファンドは言わば国境なき世界ですから税金もどうなつてゐるのかと、様々な点があるわけなんですがれども。

それで、それぞれの参考の方々こ、この失名

ある市場、金融市場、証券市場という観点から、ファンドについてどういうふうにお考えなのか。私は、いいファンドと悪いファンドがあるんだと、中長期的な立場に立っているところは非常にいいんじゃないかなと、ただ、短期で売り買いででもう売り抜けるというようなのはどうなのかなと、

こう思つたりしておるんですが、その点について
それそれに伺わせていただきたいと思います。
○委員長(藤田幸久君) それでは、國部参考人か
らお願ひします。

先生おっしゃるとおりで、ファンドの中にはい

いろいろなファンドがございまして、短期の売買を主としてやるファンドもあれば、本当に中長期投資を目的として対応するファンドもございますので、これはもうファンドによって色々だと思います。私どもはそういうファンドへの投資というのは余りやつておりませんで、私どもがやつておりましては国内で、例えば新規事業の育成であるとか事業再生に必要なリスクマネーを供給するためのいわゆるベンチャー企業への出資をグループ会社で行つてしたり、あるいは事業再生に資するファンドを我々投資をしてやつたりという、そういう形のファンドもござつて、また内に

「シンガポールセンター」をやってしまって、海外的なファンダードというものは余り投資をしていないのが実情であります。

についての御質問だと思うんですけれども、このヘッジファンドというのはなかなか分かりにくいたころがあるというのは確かだと思います。ただ、市場価格の変動は非常にこのヘッジファンドの参入によつて大きくなるというのは否めないと思います。しかし、ヘッジファンドの参加によつて流動性に非常に厚みが増えるということによつて、価格構成が非常にだらかになるとか、また大幅になるという形がありますけれども、流動性の厚みができるというメリットもある。

合めて投資家に対して十分な情報が提供されてい
る。ということは、市場に対しても十分な情報が
提供されている、その結果としての個々のモニタ
リングもおのずから行われているというような状
態にあらうかと思ひます。

一方、日本では私募投信という存在もございま
すけれども、これは公募投信とは違つて情報開示
要件というのは当然緩くなつていています。しかしな
がら、相手方が、取得者がいわゆるプロの投資
家、法律上のプロの投資家ではなかつたとして
も、非常に鍛磨された、成熟された投資家であり
ますから、そこでも投資家、保有する投資家側に
おいての一定のモニタリングは働いているのでは
ないかといふうに思ひます。

以上であります。

だから、いいファンド、悪いファンドという考え方とデメリットとメリットという面の両方考えれば、長期投資のファンドと短期投資の志向のファンドの違いというものでもメリット、デメリットは幾つか考えられると。それに対してもように対処していくかというふうに考えていくべきではないかと私は考えております。

10

が、商品取引等も含めて二桁台のものがまだあります。そういうものを国際協調の中でレバレッジを引き下げていくと、こうのことについての御見解をちょっと伺いたいと思います。

○参考人(前哲夫君) 先生の御質問の中で、法人と個人を分けて考えにやいかぬと思うんですよ。法人に対するレバレッジ規制というのは基本的にはございません、それは国際的にいろいろと取引もございますので。このレバレッジの規制を掛けるとする場合には個人の取引にレバレッジを規制を掛けていくと、こういうことになつてまいります。

それで、今先生ありましたように、FXでは二十五倍。しかし、この二十五倍というのも、元々無制限であったものが二年前に百倍になり、一年前に五十倍になり、二十五倍にしてきたということです。ほかの商品は五倍とか十倍とかいうのもあるわけですが、債券関連あるいは株式関連によって、大体十倍程度までというのが普通ですけれども、FXは二十五倍で今止まっているということです。ほかの商品は五倍とか十倍とかいうの状況が本当にまだ、このままにしておくと非常に問題があるというような状況になるのかどうかというのを検証して、これから今後どうしていくかというのは考えていくべきではないかと。今ここで一桁台にしてしまうと、またその方向性にあるというのがいいのかどうかというのはもう少し検証をしていく方が、私は、FX関連につきましては海外のものも考えれば必要じゃないかなと、このように考えております。

○広野ただし君 それと、金融・証券関係の危機管理のことと絡みまして、情報システムの問題を三人の御参考人にちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

二〇〇一年の九・一のときも、ニューヨーク市場、マーケットはニュージャージー等のバックアップで一日たりとも休まなかつたと、こういうことになつております。それぞれの業界の、協会

から、そういう点について、情報システムのバッ

クアップ体制といいますか、そういうものの現状がどうなつておるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長(藤田幸久君) それでは、あと三分

の皆様の中でも、いろんな災害を含めて、そして

の導入等セキュリティ対策を講じていますけれども、本件につきましては、これで十分というこ

とではなくて、新たなサイバー攻撃の手口に迅速

に対処するなど、地道に不斷の努力をしていくことがあります。

○参考人(國部毅君) それではお答えさせていただきます。

全銀協として二つ申し上げさせていただきたいと思うんですけれども、一つは、情報システム危機管理ということで、災害発生時の対応ということで、ととサイバーテロ発生時の対応ということで御説明を申し上げます。

災害発生時の対応ですが、全銀協では、東日本大震災、これを受けまして、二〇一二年三月に制定をいたしました「震災対応にかかる業務継続計画(BCP)」に関するガイドラインにおきまして、情報システムに関する重要な震災対策といたしまして、業務継続の観点から重要な情報システムの選定、何が重要な情報システムなのか、そしてバックアップデータの取得、保管、それからバックアップサイト及び予備機器の確保、こういった等の取組を会員各行に促しております。また、全銀協が運営します国内振り込み等の銀行間決済システムで、情報システムに関するシス

テムであります全銀システムにつきましては、常時、東京と大阪のセンタードで並行して業務を行つております。そこで、仮にどちらか、東京、大阪のどちらかが稼働不能となりましてもう一方で処理でききる体制というふうにしております。

○広野ただし君 終わります。

○大門実紀史君 今日は大変御苦労さまでござい

ます。

時間の関係で、國部参考人と前参考人に絞つて伺います。稻野参考人、済みません、どうぞ安心してお休みいただければと思います。

まず、國部さんですけれども、法案に入る前に

上げないのかと。麻生大臣でさえ貸出し上げるん

だつたら預金金利も上げてもらわなきゃ困るん

おっしゃっておりますが、どうされるんでしょう

か。

○参考人(國部毅君) お答えさせていただきます。

住宅ローン金利につきましては、先生御指摘のとおりでございますので、一分ずつということ

で、恐縮ですが。

○参考人(前哲夫君) 証券会社個々が、個々には個々でBCPをやっております。証券市場の全体では証券市場BCPウエブというものをつくっていまして、これには証券会社、証券取引所、それから決済機関等々が、市場関係者が集まって危機対応を行つているということです。

サイバーテロに関しては、既に複数件報告が来ております。それは既に全部排除していますので、先ほどの國部参考人と同じように、十分じゃないと思っていますけれども、もうできるだけサイバーテロ等々には掛からないように関係者が集まつて努力しているという次第でございます。

○参考人(稻野和利君) 協会が加入会員会社に対して提供するシステムについては、ふだんから安

定保守を心掛けて、様々な措置を講じているこ

とであります。一方、投信託という仕組みで申

し上げれば、最終的に財産管理は信託銀行が受託銀行としてワーカしておりますので、そのシステムがどうであるかということが一番重要であります。我々も大きな関心を持ちながら、そういう方面とも会話ををしているところでございます。

○参考人(大門実紀史君) 莫大なこの利ざやといいますか、利子所得がこの間奪われているという指摘もあるわけですから、やっぱり預金金利の方の引上げに業界として努力されるべきだと、大口の一部

じゃなくて全体のですね、申し上げておきたい

思います。

預金金利につきましては、一部の銀行さんで定期預金金利の引上げという対応を始めている銀行

さんもありまして、これは各銀行さんがこれから制度を利用いたしまして、三年固定の住宅ローンを〇・二五%引上げということにさせていただ

いております。ただ一方で、先般発表させていただきましたが、日銀の貸出し増加に伴う資金供給統で〇・二五%引上げということにさせていただ

いております。

○参考人(國部毅君) お答えさせていただきます。

住宅ローン金利につきましては、先生御指摘のとおりでございますので、最近のマーケットの金利環境を踏まえまして、私どもも五月から二ヶ月連

で、先ほどの國部参考人と同じように、十分じゃないと思っていますけれども、もうできるだけサイバーテロ等々には掛からないように関係者が集まつて努力しているという次第でございます。

○参考人(稻野和利君) 協会が加入会員会社に対して提供するシステムについては、ふだんから安全保守を心掛けて、様々な措置を講じているところであります。一方、投信託という仕組みで申しあげれば、最終的に財産管理は信託銀行が受託銀行としてワーカしておりますので、そのシステムがどうであるかということが一番重要であります。我々も大きな関心を持ちながら、そういう方面とも会話ををしているところでございます。

○参考人(大門実紀史君) 莫大なこの利ざやといいますか、利子所得がこの間奪われているという指摘もあるわけですから、やっぱり預金金利の方の引上げに業界として努力されるべきだと、大口の一部じゃなくて全体のですね、申し上げておきたいと思います。

法案の方ですけれども、この法案の破綻処理の関係でいきますと、大筋は、やっぱりリーマン・ショックのときにアメリカなんかで公的資金が大手銀行にばんばん投入されて批判が高まつて、やつぱり株主とか債権者にも負担させるべきだと

いう国際的な議論があつて、その流れでこの今回の法案も出てきているはずなんですけれども、いわゆるペイルインという考え方ですね、株主とか債権者にも破綻のときは負担をさせるべきだといふふうに思つていまして、当行を含めまして私どもの金融機関では、外部からの不正アクセスをされども、この貸出金利だけ上げて預金金利は

上げないのかと。麻生大臣でさえ貸出し上げるん

だつたら預金金利も上げてもらわなきゃ困るん

おっしゃっておりますが、どうされるんでしょう

か。

○参考人(國部毅君) お答えさせていただきます。

当局が関与して破綻のときは株主にも負担させる、債権者にも、無担保債権ですけれども、負担させるということをやるのが法的ペイルイン。契約上は、民民任せといいますか、劣後債権で、そういういざというときにはカットするとか株式化するとかいう契約を結ぶ債権、もう民民でやつてくれと。この二つがあるわけですね。今回は、この法的なペイルインについては金融庁は見送ったということをございます。

全銀協は、二〇一一年の九月一日時点のコメントで、この法的ペイルイン反対、契約上のペイルインもその導入義務化は反対というコメントを出されております。つまり、このペイルイン全体に反対だという立場を取られておりまして、今回は法的ペイルイン見送られたし、契約上も導入義務にはなっておりませんから、そういう点で声を上げておられない。まあ全銀協が言うとおりですね、導入されなかつたということだと思うんですねけれども。

さつき言いましたG20の国際合意は基本は法的ペイルインでございまして、そうすると、あれなんですとかね、全銀協は、その国際的な合意の流れ、つまり破綻のときは株主とか無担保債権の債権者に負担をさせるという、その基本的な考え方そのものに日本の全銀協は反対されているということなんでしょうね。

○参考人（國部毅君） 私ども全銀協として、先生おっしゃられたとおり、金融安定理事会、FSBであるとか、あるいはバーゼル委員会、あるいは金融審議会での議論を踏まえたペイルインに反対ということではあります。

先生御指摘いただいたその二〇一一年九月の意見書についてちょっと御説明をさせていただきたいと思うんですけども、当時はこのペイルインの項目が付いた債券、いわゆるこれは契約上のペイルインということですが、この市場がほとんどありませんでした。投資家の理解も進んでいませんでしたので、私どもとしては市中消化に懸念があ

るとの考え方として、いわゆる契約上ペイルインの導入の義務化ということに反対をさせていただいたことがあります。したがって、任意の発行ということについては、当時も反対はしておりませんでした。

一方で、法的ペイルインについては、意見書の中で、いわゆる自己資本規制に対する上乗せとなる最低要求水準の設定には反対というふうにコメントをさせていただいております。したがいまして、導入そのものに反対していたわけではないんですけれども、先生御存じのとおり、バーゼル3においては銀行の資本の質と量について大きくな直しが行われました。その議論の過程では、国際合意に至るまでに大変多くの影響度の調査であるとか議論が行われています。したがって、バーゼル3という枠組みに加えて新たにペイルインを導入して自己資本規制に対応して更に上乗せを求めるということであれば、そのバーゼル3自体が非常に大きな、大変な議論を経て、議論、合意されてきていますので、同じように調査、議論を経るべきだということでの、拙速な法制化に反対したというのが基本的な考え方でございます。

したがいまして、バーゼル3規制等で既に合意されたペイルインに反対ということではなくて、必要な対応は進めてまいりたいというふうに考えております。

○**大門実紀史君** そうすると、今回、金融庁の方は法的なペイルインは見送つて契約上のところということですので、今後は麻生大臣もやっぱり念頭に置かなければいけないと、法的な方をですね。そういう点で、全銀協としてもそれに対応して、断固反対とかということじゃなくて、きちっと対応していくかれるという理解でよろしいですか。

○**参考人(國部毅君)** 今後検討されていく過程におきまして、私どもとしても、そのことがもたらす影響であるとか、そういったことを踏まえながらしつかりと議論には参加させていただきたいと思うふうに思っています。

金融庁は、今申し上げたように、契約上のベイルインを進めるということで言つていまして、これは実際には機能しないんではないかという、当時の銀協からの現実性の問題の指摘もあつたりしたんですけども、この前の委員会で私がそれを指摘したら、いやいやそうじやありませんといふことで、後で資料を持ってきて、世界で三十二本の契約上のベイルインのバーゼル3の規制適格の資本が発行されているという資料を持ってきましたけれど、その資料を見て私は本当に、逆に笑つちゃつたといいますか、日本はたった一本なんですね。これが、私は個別の名前を出すのはいかがかなと思つたんですけど、前回もう中西先生が名前出されちゃつているので言いますと、野村なんですね、野村ホールディングスなんですね。野村だけがですよ、いざというときに、破綻処理のときに今言つた契約上のベイルインを結んでいます。いざというときはその劣後債権がカットされるかも分からぬ、株式化されるかも分からぬといふことです。

野村だけが結んでいるということは、これは何を意味するんでしようか。

○参考人(前哲夫君) ちょっと私、野村証券が何やったかというのは、ちょっと私、野村証券の者ではございませんので、お答え差し控えさせていただきます。

○大門実紀史君 多分そうだと思うんですね。答えられないと思うんですよ。これ、答えると大変なことになりますからね。

これで分かつたんですけど、金融庁は何を考えているかといいますと、法的なベイルインを今導入するだけの緊急性はないというか、まだ先の話だと思っていて、取りあえず何か起きたときのために対処で、この契約上のベイルイン、つまり特定の証券会社に結ばせるという方式をやっていけば当面間に合うんだという考え方だというのはこの資料で分かつたんですね。世界のほかの三十一本も見てみると、なるほどというところなんですね。つまり、法的なきちつとした枠組みをつく

るのではなくて、個別に、危ないときには、いざというときには負担させるという、これを広げようというのが今回の方向だなというのはよく分かつたんですけれども。
逆に言うと、白い目で見られますよね、はつきり申し上げて、契約上こういうペイルインを結ぶということは。そういうものを発行、債券を発行するということですね。そうすると、この証券業界はもちろんです、銀行もそうだと思いますけれども、この契約上のペイルインというのは結べば即危ないと思われてしまうから結ばない、つまり広がらないと思うんですけれども、ちょっと一般論で結構ですが、前さん、いかがお考えですか。

○参考人(前哲夫君) いろんなケースを考えられると思うんですね。第三者割当て増資的な物の考え方でペイルインの債券を発行する場合もあると思いますので、その時々の事情によってどういう形式のファイナンスをやるべきなのかといふときに使われる可能性がある、そのときの評価というものに対してどのように発行体が考えていくかということによると思いますので、個々の事情によるものというふうに私は理解しております。

○大門実紀史君 そういう面もあると思いますけれども、國部参考人に伺いますけれども、この流れですね、そもそも国際的にはペイルインの方に向だと、法的ペイルインと。ところが、日本はさつき言ったように契約上で取りあえしのぐと。そうすると、流れからいと、やっぱり結ぶところは次はどこが発行するんだろうみたいなことを注目されて、逆にそれでこういう契約上のペイルインが広がらなくて、そうすると、いざというときにやっぱり公的資金とかほかの負担になってしまふと。結果的には悪い方向に行つて、これが広く結ばれるなら、みんなが結ぶならまだいいかと思うんですけども、銀行関係でも何かそういう懸念の方が私は強いと思うんですが、いかがでしょうか。

す。今回のバーゼル3という国際的なこの合意の中で、いわゆるペイリン債務、いわゆるペイリンイン条項が付いたもの、劣後債等を資本として自己資本規制比率の枠組みの中で認定をしていくという流れになつてますので、今後は幅広くペイリン債務が発行されていくとふうに思います。

今、非常に発行事例が、先生おっしゃられたように三十二件ということで、まずその発行事例が少ないとのことと、私ども金融機関からするとやはりコストが非常に高いということで、今発行は私どももしていません。しかし、研究は続けておりますし、恐らく各金融機関同じだと思いますので、だんだん年限がたつまいりますと発行事例が増えていくとふうに私は思います。

○大門実紀史君 今後の動向を見なければ分かりませんけれども、法的ペイリン、国際的な流れの方向で、証券業界も銀行業界もその方向で努力をしてもらいたいということを申し上げて、終わります。

○中山恭子君 日本維新の会、中山恭子でございます。

本日は、國部会長、前会長、稲野会長、それでお忙しい中お越しくださいまして、ありがとうございます。

まず、國部会長にお伺いいたします。

私自身は、日本の金融機関がそれぞれの地域での地域の発展に寄与をし、地域の人々から信頼されている、この状況を非常にすばらしい、何とすばらしいことだらうと、常々そのように金融機関の皆様の活動に敬意を表し、非常にうれしく思つております。

國部会長は、御就任以来、インタビューの機会に、日本経済の成長を金融面からしっかりと支えていくと、そのスタンスを述べられていらっしゃいます。アベノミクスに呼応するスタンスであるかと考えております、大変心強く思つております。

現在、日本ではやらないことといふのが山積しております。戦後整備された社会インフラの老朽化対策、東日本大震災からの復興、さらに世界でしきを削る先端技術の確保など、多くの分野で大規模な投資が必要な時期であると考えております。例えば、今後百年使える共同溝といったもの、また安全で強靭な社会インフラに対しても、その整備に思い切った投資をしていく必要があると考えております。

まず、大規模な公共事業を進める必要がありますが、それに對して民間資金が参入し本格的な景気回復へつながること、この点については必ず昔から申し上げてきていることなんぞございますけれども、今回、安倍第二次政権でようやくその動きが始めたかなと思つて期待しているところでございます。

國部会長の日本経済の復活を金融面から支えるという御決意をもう一度ここで確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(國部毅君) 先生御指摘いただきましたとおり、私は四月に全銀協会長に就任をした際の記者会見で、今年を、日本経済が長期停滞から脱却して力強く一歩を踏み出すよう金融面からしっかり支える年だ、そういう年にしたいというふうに申し上げさせていただきました。

では、日本経済成長のために銀行がどのような役割を果たすべきかという点について、私自身の考え方として、世の中の変化の一歩先を読んで、お客様のニーズに正面から向き合つて、リスクをきちんと管理しながら取るべきリスクを取っていくこと、そしてこうした対応を通じて経済の活性化あるいは新たな成長分野の一歩先を読んで、おこなうことによります。そういう意味起こそして、あるいは、ひいては海外のリスクマネーを日本市場に呼び込んでいくことにもつながつていて、思つています。

以上、三つ申し上げましたけれども、我々銀行としても、企業の前向きな資金需要の把握あるいは発掘、さらには資金需要の創出ということに向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに思つています。この点につきましては、これまでも、各全銀協会下の金融機関がそれなり工夫し、前向きに対応しております。

例えば、具体的に少し例を申し上げると、先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたが、幅広い顧客基盤を活用して、お客様の販路拡大につながるお取引先を紹介させていただくビジネスマッチングでありますとか、あるいは地域経済活性化支援機構と連携をして地域活性化ファンドを設立していくなどとか、こういった取組を引き続き進めています。やはりこの社会インフラの整備に民間資金を有効に活用することによりまして財政支出の抑制が可能となるというメリットもありますし、私ども日本の銀行が海外でプロジェクトをトライナンスで培つたノウハウ、これを活用することにより、国内での貸出しの潜在需要の掘り起こしであるとか、あるいは、ひいては海外のリスクマネーを日本市場に呼び込んでいくこと、どのようにもつながつていて、思つています。そういう意味で、今回の成長戦略の中でPPP、PFIの積極活用という方針が明示されたことは大変大きな意義があるというふうに思つております。

三点目は、成長分野への取組強化ということでございます。政府の成長戦略にも掲げられていましたけれども、日本経済の持続的な成長、これを進めていくためには成長事業分野を一つでも多く創出していくことが重要となると思います。我々銀行としても、成長が期待される事業分野、例えば再生エネルギーや医療、介護、農業あるいはインフラ輸出、こういった分野に対する取組を強化してきているわけですけれども、今後ともこうした取組を一層進めていきたいというふうに思つています。

○中山恭子君 ありがとうございます。

期待しておりますので、どうぞリーダーというか指導的な役割を果たしていただきたいと思っております。

その場合、先ほどからも出ておりますが、5%ルールが緩和されるということで、地方において見込まれると期待しております。そのとき、金融機関が地域の発展のために主導的な役割を果たす

際に、例えば将来性を見込んだ、先ほど資金需要の創出というような……

○参考人(國部毅君) つくり出すということですね。

○中山恭子君 ということですね。お考えがありましたけれども、それをやつていく際に、多くの金融機関を統合していらっしゃると思いますが、それぞの金融機関でその判断力、まあ何というか、目利き力と言つていいんでしょうか、そういったものを一層向上させることが非常に重要なことになりますが、その点、どのよ

うな対策、対応をなさるおつもりなんでしょうか。

○参考人(國部毅君) お答えさせていただきま

す。もう先生御指摘のとおりで、私どもが企業へ融資をしていく、あるいは今回の5%ルールの緩和で株式を取得していく、そういうときに、やはりその企業の実態でありますとか、企業の持つてゐる技術力の評価であるとか、あるいは成長性であるとか、あるいは経営者の資質であるとか、こういったところを我々金融機関がしっかりと見極めて融資をする、株を取得するというこ

とが大事でございます。

したがつて、先生おつしやつたとおり、この目利き力、これをいかに我々金融機関の職員に育成、養成していくかというの、これは銀行の課題だと思つていますので、研修を通じ、あるいは日々の業務を通じたOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、こういったことを使いまして職員の目利き力を強化をして、金融の円滑化にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○中山恭子君 ありがとうございます。

それでは、國部会長、前会長、稻野会長、それをお伺いいたします。

成長戦略という観点から、金融分野がいかなるような役割を果たせるとお考えでありますか、お伺いいたします。

○参考人(國部毅君) お答えさせていただきま

す。

先ほど、日本経済の復活を金融面からどう支えていくかということで御質問にお答えをさせていただきましたが、そこで申し上げたとおりでございましたが、やはり今アベノミクスで日本経済が成長していくと、これを両方やっていくことが大事だというふうに思つております。

○参考人(前哲夫君) 私としましては、証券界としましては、一番大事なのは、民間にある言わば資金ですね、個人金融資産、あるいは法人の余剰資金も入ると思うんですが、この資金を資金を必要としている企業に回していくと、それも直接投資で回していく、株式とか債券とかそれから投資信託等々を通じて回していく、こういうことの機能を十分に發揮することを期待されると思っています。

それで、具体的には、成長戦略に貢献できるようやるために、新興あるいは成長企業のリ

スクマネーの供給ということにやはり力を注が

なきゃいけない、また、上場企業によるエクイ

ティーファイナンス、これの強化とか調達機能を

強化する、こうすることも必要だと思いますし、

公社債市場、日本は社債市場が少し遅れています

ので、この公社債市場の活性化というものにも力

を注いでいかなきゃいけない、また総合取引所と

いうものの創設に向けた対応もやつていかなきゃ

いけない。やることはたくさんあると思いますけ

れども、私は一生懸命頑張つていただきたいと、この

ように思つております。

○参考人(稻野和利君) 私は投資信託という文脈でお話をしたいと思います。

第一に、投資信託は個人の資産形成のツールと

しての役割を果たします。少子高齢化が進む中に

あって、自助努力による資産形成というものはこ

れまで以上に重要であります。私は、全ての日本

国民が一定年齢に達したときに一定の金融資産を

有していることが必要であると考えます。金融資

産は個人の生活の安定をもたらすとともに、資産

の運用から得られる収益が消費に回つていくこと

で経済の成長につながると思います。そのときの

結節点の役割を果たすのは投資信託であると考え

ます。

第二点として、市場の参加者が外国人投資家あ

るいは機関投資家といった者が中心となる中で、

個人投資家ではなかなか参加しにくいと考えてい

らっしゃる方々も多いわけであります、その個

人の方々が投資信託を通じて市場に参加されるこ

とで、家計の資金を資金を必要とする企業に移転

していく役割を担います。

また、投資信託は、投資対象を選別して投資していくことで成長産業への円滑な資金供給が可能となつて、経済成長に貢献するものと考えます。

欧米の金融機関も今どちらかというと商業銀行へ回帰をしておりますので、まさに日本の銀行

行というのは商業銀行を中心これまで運営してきたわけで、一日の長があるとも言えますので、

この辺はしっかりとグローバルなマーケットにおいて評価される金融機関を目指していきたいといふふうに思つております。

○委員長(藤田幸久君) では、前参考人、手短に

るものと考えます。

以上でございます。

○中山恭子君 特に、今後、国際的な、国際協調ですか、場合によつては国際的なプレッシャー

ですとか、場合によつては国際的なプレッシャー

とヨーロッパとアメリカというのは資本市場の発

達の度合いが非常に違いますので、一律に国際間

協調といいましても、同じ法律でやつていくとい

うのはなかなか難しい面がございます。しかし、

米の金融、特に銀行の在り方というのは成り立ち

から違つていると考えておりまして、日本的な金

融の在り方というのも国際社会の方にも取り入れ

てもらえるような形が出てきたらいいなど思つて

おりますが、そういった国際的な関係の中でどの

ように対応していらっしゃるのか、お考えをお聞

かせいただければと思います。

○委員長(藤田幸久君) どなたに。

○中山恭子君 お三方ですが、でも、時間がありますね。國部参考人と前参考人のお二方にで

も。

○委員長(藤田幸久君) では、國部参考人。

○参考人(國部毅君) お答えをさせていただきま

す。

先ほど申し上げさせていただきましたが、金融

業界としてもやはり成長していくことを我々とし

てもしっかりと努力をしていきたいというふうに

思つていますし、今、グローバルな金融マーケッ

トにおきましては日本の銀行の競争力というの

が相対的に良くなつてきております。格付あるい

は資本の状況等も踏まえますと非常にいい状況に

なつておりますので、我々の競争力も改善をして

ているという状況でございます。

さらに、投資信託は、機関投資家として、投資

先企業の株主総会における議決権行使はもとよ

り、日ごろから企業と対話をを行うなど積極的な行

動を取ることによって、企業の規律と長期的な企

業価値の向上に貢献して、市場の活性化につなが

う国際機関を通じて国際協力をやつているとい

うことでございます。先生のお話のよう、日本

とヨーロッパとアメリカというのは資本市場の発

達の度合いが非常に違いますので、一律に国際間

協調といいましても、同じ法律でやつていくとい

うのはなかなか難しい面がございます。しかし、

特性を生かして、それで成長につながるように、

から違つていると考えておりまして、日本的な金

融の在り方というのも国際社会の方にも取り入れ

てもらえるような形が出てきたらいいなど思つて

おりますが、そういった国際的な関係の中でどの

ように対応していらっしゃるのか、お考えをお聞

かせいただければと思います。

○委員長(藤田幸久君) どなたに。

○中山恭子君 お三方ですが、でも、時間がありますね。國部参考人と前参考人のお二方にで

も。

○委員長(藤田幸久君) では、國部参考人。

○参考人(國部毅君) お答えをさせていただきま

す。

先ほど申し上げさせていただきましたが、金融

業界としてもやはり成長していくことを我々とし

てもしっかりと努力をしていきたいというふうに

思つていますし、今、グローバルな金融マーケッ

トにおきましては日本の銀行の競争力というの

が相対的に良くなつてきております。格付あるい

は資本の状況等も踏まえますと非常にいい状況に

なつておりますので、我々の競争力も改善をして

ているという状況でございます。

さらに、投資信託は、機関投資家として、投資

先企業の株主総会における議決権行使はもとよ

り、日ごろから企業と対話をを行うなど積極的な行

動を取ることによって、企業の規律と長期的な企

業価値の向上に貢献して、市場の活性化につなが

うことです。

○参考人(前哲夫君) 証券界では、IOSCOと

第五部

財政金融委員会會議録第十号

平成二十五年六月六日

【参議院】

平成二十五年六月二十日印刷

平成二十五年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C